農林水産省補助事業

中国向け農林水産物・食品の越境 EC に関する制度調査

2025 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産食品部　市場開拓課

上海事務所

はじめに

日本からの農林水産物・食品の輸出先で第 1 位（2023 年）である中国では、電子商取引（以下 EC）が発達しており、食品を含む生活必需品はインターネット上で購入することが多い。越境 EC についても 2020 年に中国の利用者数は 2 億人、市場規模は 12.7 万億元を突破し、高成長が続いている。

一方で、中国は越境 EC に関して独自の制度を設けており、直送モデル（税関監督方法コード 9610）、保税区モデル（税関監督方法コード 1210）、保税区モデル A（税関監督方法コード 1239）、海淘モデル／個人行郵などの各手法に対して、それぞれ規制している。

特に食品については、輸出可能な品目、食品規格や中文ラベル表示の順守要否、製造企業登録の要否、税制など、留意すべき点が多い。

本レポートにて、中国における越境 EC に関する制度を整理することにより、日本から中国向けに農林水産物・食品の輸出を実施する事業者にとって、輸出拡大の一助となれば幸いである。

2025 年３月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
農林水産食品部 市場開拓課
上海事務所

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

お役立ち度アンケートへのご協力のお願い

ジェトロでは、日本産食品輸出の参考とすることを目的に本調査を実施しました。ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度　（必須）

□役に立った　□まあ役に立った　□あまり役に立たなかった　□役に立たなかった

その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模　（必須）　　□大企業　　□中小企業　　□その他

FAX 送信先：03-3505-6579　ジェトロ･市場開拓課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

（ https://www.jetro.go.jp/form5/pub/aff/ec_china ）

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査名：中国向け農林水産物・食品の越境 EC に関する制度調査】

1. 越境 EC について 1
1.1 越境 EC の定義および本調査の対象範囲 1
1.2 主な法令および越境 EC の種類 1
2. 税関特別監督管理モデルについて 5
2.1 輸入可能品目および輸入禁止品目 6
2.1.1 輸入可能品目 6
2.1.2 輸入禁止品目 8
2.2 関連規制 8
2.2.1 税制 8
2.2.2 表示ラベル中文表記の要否 10
2.2.3 中国の食品規格基準（食品添加物、残留農薬、汚染物質など）適合の要否 11
2.3 越境 EC 参与者に関する手続 12
2.3.1 越境 EC 参与者の資格に関する届出 12
2.3.2 食品の製造・加工又は貯蔵・保管施設（企業）登録の要否 12
2.3.3 乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品などの商品登録の要否 12
2.4 検査・通関について 13
2.4.1 検査・通関の流れ 13
2.4.2 検査・通関に必要な書類 14
3. 「海淘」モデルについて 15
3.1 入境禁止物品および入境制限物品 15
3.1.1 入境禁止物品 15
3.1.2 入境制限物品 16
3.2 税制 17
3.3 検査・通関について 18
4. 税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルおよび一般貿易輸入モデルの比較 18

1. 越境 EC について

中国では、電子商取引[1]（以下、「**EC**」という）市場が発達しており、食品を含む生活必需品をインターネット上で購入することが消費者の購買行動の一つとして定着しつつある。

越境電子商取引（以下、「**越境 EC**」という）について、中国は独自の制度を設けており、単なる一般貿易の枠ではなく、貿易取引の種類別にそれぞれ規制が行われている。特に食品については、中国に輸入できる・できないの判断だけでなく、税制、表示ラベルの中文表記の要否、中国の法令・規格などの適合の要否、越境 EC に参与するための各種届出、製造・加工または貯蔵・保管施設（企業）の登録の要否など留意すべき点が多い。本調査報告書（以下、「**本報告書**」という）では、中国の越境 EC に関する制度[2]についてポイントを整理するとともに、中国の越境 EC 事業に関連する日本の事業者などが抑えておくべき情報について網羅的に解説する。

1.1 越境 EC の定義および本調査の対象範囲

越境 EC の定義については、中国の現行法令などでは今のところ明文化されていないが、一般的に、関境（中国語：关境）[3]を挟んで内側と外側に所在する主体が、EC プラットフォームを通じて、売り手から買い手へ商品を流通させる新型の取引形態を指す[4]と解される。

なお、越境 EC には輸出・輸入どちらも含まれるが、本報告書では、主に日本の事業者などが、個人使用目的で商品を購入する中国の個人（以下、「**消費者**」という）向けに農林水産物・食品を、越境 EC により販売すること（越境 EC 輸入）を事業目的としたアプローチについて中国の法規制などを整理する。

1.2 主な法令および越境 EC の種類

越境 EC の規制に係る中国の法令などとして主に以下のものが挙げられる。

（1）中華人民共和国電子商取引法[5]（以下、「**電子商取引法**」という）
（2）中華人民共和国関税法[6]（以下、「**関税法**」という）
（3）中華人民共和国税関法[7]（以下、「**税関法**」という）
（4）中華人民共和国国境衛生検疫法[8]およびその実施細則[9]（以下、「**国境衛生検疫法お**

---

[1]「電子商取引法」第 2 条によると、電子商取引とは、インターネットなどの情報ネットワークを通じて商品を販売し、またはサービスを提供する事業活動を指す。
[2] 本報告書において香港特別行政区・マカオ特別行政区、台湾地区における越境 EC に関する制度は含まれない。
[3] 関境とは、国や地域の関税法、税制などの効力が及ぶ範囲の境界線を指し、広義には範囲そのものをいう。例えば、保税区などは「国境内」であり、「関境外」となる。
[4] 『越境電子商取引理論と実務』（中国語：《跨境电商理论与实务》）（2018 年 8 月出版）著：馬述忠ら、浙江工業大学出版社
[5] 中国語：《中华人民共和国电子商务法》。2019 年 1 月 1 日施行
http://www.npc.gov.cn/zgrdw/npc/lfzt/rlyw/2018-08/31/content_2060827.htm
[6] 中国語：《中华人民共和国关税法》。2024 年 12 月 1 日施行
https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202404/content_6947843.htm
[7] 中国語：《中华人民共和国海关法（2021 修正）》。2021 年 4 月 29 日施行
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356575/index.html
[8] 中国語：《中华人民共和国国境卫生检疫法》（2024 年修订）。2025 年 1 月 1 日施行
https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202406/content_6960123.htm
[9] 中国語：《中华人民共和国国境卫生检疫法实施细则》（2019 年修订）。2019 年 3 月 2 日施行
https://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5468836.htm

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

よびその実施細則」という）

（5）中華人民共和国出入境動植物検疫法[10]およびその実施条例[11]（以下、「**出入境動植物検疫法およびその実施条例**」という）

（6）越境電子商取引小売輸入商品リストの調整に関する公告（以下、「**越境 EC 小売輸入商品リスト**」という）[12]

（7）税関監督管理方式コードの追加に関する公告（税関総署 2014 年第 12 号公告。以下、「**2014 年第 12 号公告**」という）[13]

（8）税関監督管理方式コードの追加に関する公告（税関総署 2014 年第 57 号公告。以下、「**2014 年第 57 号公告**」という）[14]

（9）税関監督管理方式コードの追加に関する公告（税関総署 2016 年第 75 号公告。以下、「**2016 年第 75 号公告**」という）[15]

（10）越境電子商取引小売輸入監督管理関連業務の完備化に関する通知（商財発〔2018〕486 号。以下、「**486 号通知**」という）[16]

（11）越境電子商取引小売輸出入商品関連監督管理事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 194 号。以下、「**194 号公告**」という）[17]

（12）越境電子商取引小売輸入税収政策に関する通知（財関税〔2016〕18 号。以下、「**18 号通知**」という）[18]

（13）越境電子商取引小売輸入税収政策の完備に関する通知（財関税〔2018〕49 号。以下、「**49 号通知**」という）[19]

（14）入境物品関税・増値税・消費税徴収弁法[20]

（15）出入境個人郵便物管理措置の調整に関する公告（2024 年改正）[21]

---

[10] 中国語：《中华人民共和国进出境动植物检疫法》（2009 年修正）。2009 年 8 月 27 日施行
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2369559/index.html

[11] 中国語：《中华人民共和国进出境动植物检疫法实施条例》。1997 年 1 月 1 日施行
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/2369707/index.html

[12] 中国語：《关于调整跨境电子商务零售进口商品清单的公告》（财政部、发展改革委、工业和信息化部、生态环境部、农业农村部、商务部、海关总署、国家瀕管办公告 2022 年第 7 号）、2022 年 3 月 1 日施行。なお、同公告は、2020 年 1 月 1 日施行の「越境電子商取引小売輸入商品リストの調整・拡大に関する公告」（中国語：《关于调整扩大跨境电子商务零售进口商品清单的公告》）の更新版としているが、更新された部分以外は記載がないため、新旧あわせて確認する必要がある。
https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/t20191227_3451448.htm
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-02/21/content_5674854.htm

[13] 中国語：《关于增列海关监管方式代码的公告》（海关总署公告 2014 年第 12 号）。2014 年 2 月 10 日施行
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356052/index.html

[14] 中国語：《关于增列海关监管方式代码的公告》（海关总署公告 2014 年第 57 号）。2014 年 8 月 1 日施行
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/356123/index.html

[15] 中国語：《关于增列海关监管方式代码的公告》（海关总署公告 2016 年第 75 号）。2016 年 12 月 1 日施行
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/630743/index.html

[16] 中国語：《关于完善跨境电子商务零售进口监管有关工作的通知》（商财发[2018]486 号）。2019 年 1 月 1 日施行
https://www.gov.cn/xinwen/2018-12/01/content_5345041.htm

[17] 中国語：《关于跨境电子商务零售进出口商品有关监管事宜的公告》（海关总署公告 2018 年第 194 号）。2019 年 1 月 1 日施行
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2018-12/31/content_5447414.htm

[18] 中国語：《关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知》（财关税[2016]18 号）。2016 年 4 月 8 日施行
https://www.mof.gov.cn/gkml/caizhengwengao/wg2016/wg201605/201609/t20160930_2431223.htm

[19] 中国語：《关于完善跨境电子商务零售进口税收政策的通知》（财关税〔2018〕49 号）。2019 年 1 月 1 日施行
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2018-12/31/content_5440499.htm

[20] 中国語：《进境物品关税、增值税、消费税征收办法》。2024 年 12 月 1 日施行
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202411/content_6990193.htm

[21] 中国語：《关于调整进出境个人邮递物品管理措施有关事宜的公告（2024 年修订）》。2024 年 12 月 1 日施行。原文については、以下の両サイトをあわせて確認する必要がある。
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/zfxxgk/zfxxgkml34/6307363/index.html
http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/357036/index.html

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

上記の法令などおよび実務上の見解などに基づき、中国消費者向け越境 EC を分類すると、下表のとおりとなる。

表 1-中国消費者向け越境 EC 輸出入の分類

<table>
<tr><th>種類</th><th>適用取引</th><th colspan="3">適用法令</th></tr>
<tr><td>①「越境貿易電子商取引」モデル</td><td>中国国内の個人または EC 企業が EC プラットフォーム上で取引し、「リスト管理・一括申告」（中国語：清单核放、汇总申报）方式により通関手続が行われる EC 小売輸出入商品（税関特殊監督管理区域又は保税監督管理場所の「一線」[22]を経由する EC 小売輸出入商品を除く）</td><td rowspan="4">電子商取引法、関税法、税関法、国境衛生検疫法およびその実施細則、出入境動植物検疫法およびその実施条例など</td><td>2014 年第 12 号公告</td><td rowspan="2">486 号通知、194 号公告、越境 EC 小売輸入商品リスト、18 号通知、49 号通知など</td></tr>
<tr><td>②「保税越境貿易電子商取引」モデル</td><td>中国国内の個人または EC 企業が税関認定の EC プラットフォーム上で越境取引し、税関特殊監督管理区域または保税監督管理場所を経由する EC 小売輸出入商品
（税関特殊監督管理区域または保税監督管理場所に所在する主体が、「国境内」かつ「関境外」に所在する主体との間で、EC プラットフォームを通じて取引される商品を除く）</td><td>2014 年第 57 号公告</td></tr>
<tr><td>③「保税越境貿易電子商取引 A」モデル</td><td>中国国内の EC 企業が、税関特殊監督管理区域または保税物流センター（B 型）[23]の「一線」を経由して輸入する越境 EC 小売輸入商品</td><td>税関総署 2016 年第 75 号公告</td><td>194 号公告、越境 EC 小売輸入商品リスト、18 号通知、49 号通知など</td></tr>
<tr><td>④「海淘」モデル</td><td>中国国外で運営される EC プラットフォーム上で注文し、国際宅配便などにより、中国国外から中国国内の消費者の自宅まで直接配送される商品[24]</td><td colspan="2">入境物品関税・増値税・消費税徴収弁法、出入境個人郵便物管理措置の調整に関する公告など</td></tr>
</table>

前掲の越境 EC モデルのうち①「越境貿易電子商取引」モデル、②「保税越境貿易電子商取引」モデル、③「保税越境貿易電子商取引 A」モデルは、中国税関より 4 桁の税関監督管理方式コード（以下、「**コード**」という）が付番され、特別な監督管理が行われている。

①「越境貿易電子商取引」モデルのコードは 9610 であり、輸出、輸入いずれにも適用

[22] 越境 EC 規制に関する用語において、税関特殊監督管理区域や保税監督管理場所等を基準として、中国国外との境界が「一線」、中国国内の一般区域との境界が「二線」となる。
[23] 保税物流センター（B 型）とは、税関が認可する保税監督管理場所であり、中国国内の企業より運営が行われ、保税倉庫・物流業務に従事する複数の企業より利用される。
[24] 中国の現行法令などでは、「海淘」の定義について今のところ明文化されていないが、実務では一般的にこのように認識されている。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

するが、中でも輸入型は「**直送モデル**」（中国語：直购进口模式）と呼ばれる。直送モデルでは、商品は受注前、中国国外に保管され、消費者からの注文を受け、国際輸送により中国の税関監督管理区域に送られ、通関手続を経て、輸入される。直送モデルの適用地域は中国本土（大陸部）全域である。

②「保税越境貿易電子商取引」モデルのコードは 1210 であり、輸出、輸入いずれの貿易にも適用するが、中でも輸入型は「**保税区モデル**」（中国語：网购保税进口）と呼ばれる。2014 年第 57 号公告によると、保税区モデルの適用地域は、越境 EC 輸入の試行が認められている税関特別監督管理区域、保税物流センター（B 型）[25]のみとなる。

③「保税越境貿易電子商取引 A」モデルのコードは 1239 であり、輸入型のみに適用し、「**保税区モデル A**」（中国語：网购保税进口 A）とも呼ばれる。保税区モデル A の適用地域は、越境 EC 輸入の試行が認められていない税関特別監督管理区域、保税物流センター（B 型）となる。

保税区モデルと保税区モデル A では、商品は、関税などの税金を留保したまま保税区等に蔵置（保管）され、消費者から越境 EC プラットフォームを通じて注文を受けた後に、通関手続が行われ、保税倉庫などから出荷され、宅配業者を通じて消費者に配送される。

以下、中国消費者向け越境 EC 輸入に適用する直送モデル、保税区モデル、保税区モデル A を総称して「**税関特別監督管理モデル**」という。

税関特別監督管理モデルについては、主に 486 号通知および 194 号公告に定める内容を順守する必要がある。

486 号通知は、中国国内の消費者が越境 EC プラットフォームを通じて中国国外から購入した商品を、直送モデルまたは保税区モデルにより、中国国内に引き取る行為に適用するものであり、対象となる商品、参与者（関係者）、許認可、各主体（消費者、政府機関を含む）の責務などについて定めている。

194 号公告は、越境 EC 企業および消費者が、越境 EC プラットフォームを通じて小売輸出入に係る商品取引を行い、税関の要求に基づき関連取引電子データを伝送する行為に適用するものであり、参与企業、通関手続、徴税、越境 EC 小売輸出入商品監督管理作業場所、検疫・検査および物流、返品に対する要求などについて定めている。

486 号通知第 2 条および 194 号公告第 8 条では、越境 EC 業務に参与する各主体について定義しており、本報告書では、以下に掲げる主体を「**越境 EC 参与者**」という。

（1）越境 EC 企業：中国国外で法人登記されている、中国国外から中国国内の消費者に向けて、商品（自身が所有権を保有）を小売販売する企業を指す。
（2）越境 EC プラットフォーム事業運営事業者（以下、「**越境 EC プラットフォーマー**」という）：中国国内で工商登記されている、取引当事者（消費者および越境 EC 企業）間で取引を行うための、サイバー空間上のサービス（ウェブページ、仮想店舗、取引ルールの設定、取引の仲介、情報発信など）を提供する事業者を指す。
（3）越境 EC 企業の中国国内代理人：越境 EC 企業から委託を受け、越境 EC 小売輸入業務を代行する国内の代理企業を指す。中国税関での登録の責務、誠実な通関申

[25] 2021 年 3 月 18 日施行の「越境電子商取引小売輸入試行区域の拡大、監督管理要求の厳格な実施に関する通知（商財発［2021］第 39 号）」（中国語：《关于扩大跨境电商零售进口试点、严格落实监管要求的通知》（商财发[2021]39 号））では、越境 EC 小売輸入の試行が認められる地域の範囲を、すべての自由貿易試験区、越境 EC 総合試験区、総合保税区、輸入貿易イノベーション促進模範区、保税物流センター（B 型）が位置する都市・区域に拡大するとしている。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

告の責務、中国の関係当局の監督を受ける責務、民事責任などはこの中国国内代理人が負う。

（4）決済機関：中国国内で工商登記されている、越境 EC プラットフォーマーまたは越境 EC 企業の中国国内代理人から委託を受け、越境 EC 小売輸入に関する決済サービスを提供する銀行、非銀行系金融機関、決済サービス運営会社（銀聯など）を指す。

（5）物流企業：中国国内で工商登記されている、越境 EC プラットフォーマー、越境 EC 企業またはその中国国内代理人から委託を受け、越境 EC 小売輸出入商品の物流サービスを提供する企業を指す。

2. 税関特別監督管理モデルについて

税関特別監督管理モデル（直送モデル、保税区モデル、保税区モデル A）における越境 EC 業務フローチャートを以下に示す。

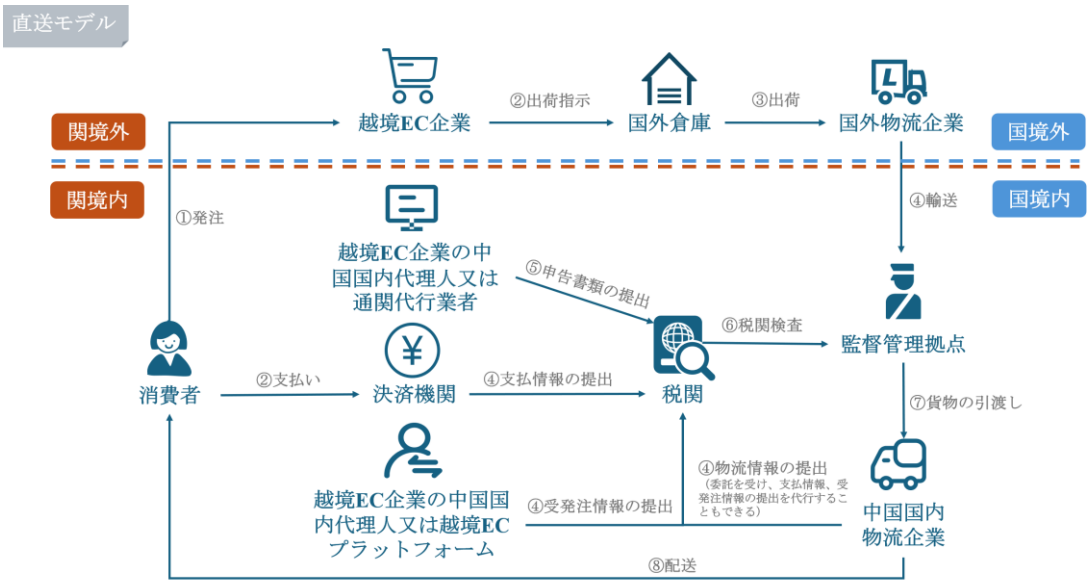

図 1：直送モデルのフローチャート

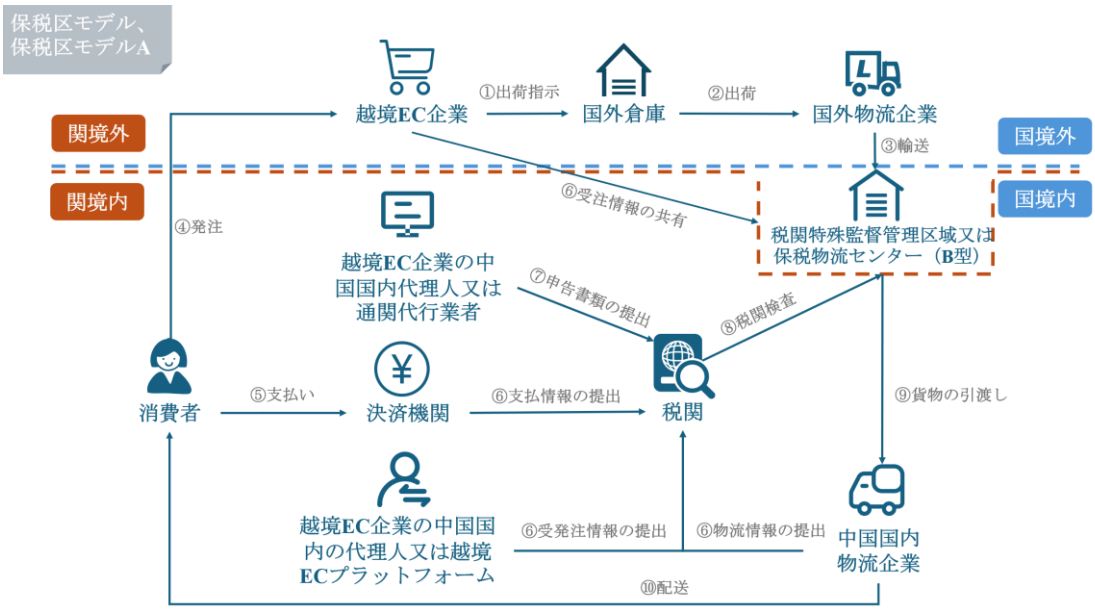

図 2：保税区モデル、保税区モデル A のフローチャート

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

税関特別監督管理モデルは、規制上、下表に示すとおり、3 種類のモデル間で共通する部分が多いが、異なる部分もある。

表 2-税関特別監督管理モデルの共通・相違について

項目	直送モデル	保税区モデル	保税区モデル A
適用取引および適用地域	それぞれ異なる		
輸入可能品目および輸入禁止品目	共通		
税制	共通		
表示ラベル中文表記の要否	共通		
中国の食品規格基準（食品添加物、残留農薬、汚染物質など）適合の要否	共通		異なる
越境 EC 参与者の資格に関する届出	共通		
食品の製造・加工または貯蔵・保管施設（企業）登録の要否	共通		
乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品などの商品登録の要否	共通		異なる
税関検査手続	共通		
通関手続に必要な書類	それぞれ異なる		

適用取引および適用地域の詳細については、前掲の「1.2 主な法令などおよび越境 EC の種類」を参照。その他の項目について、以下、詳しく解説する。

2.1 輸入可能品目および輸入禁止品目

2.1.1 輸入可能品目

中国は、越境 EC 小売輸入商品に対してホワイトリスト制度を実施しており、「越境 EC 小売輸入商品リスト」（以下、「**ポジティブリスト**」）収載の商品のみ、越境 EC の形態により中国に輸入できる。

2016 年 4 月 6 日施行の「越境 EC 小売輸入商品リストの公表に関する公告」[26]で公布された初版のポジティブリスト収載の商品は合計 1,142 で、その後、 2018 年、2019 年、2022 年のリスト改正により、適用範囲が段階的に拡大され、2022 年版（2025 年 2 月時点の現行版）[27]では、1,476 商品が収載されている。適用範囲としては、食品、衣類／ファッション、化粧品、家電、生活雑貨、ゲーム機器、スポーツ器具など、中国国内の一般消費者が暮らしの中で使う物が含まれている。

そのうち、下表はポジティブリスト収載の商品から、農林水産物・食品（主にジェトロ農林水産物・食品の輸出支援ポータル調査の調査内容であり、輸出が多いコメ、菓子、清涼飲料水、調味料、アルコール飲料など）の一部を抜粋したものとなる。

表 3-ポジティブリスト収載の農林水産物・食品（一部）

HS コード	品名・説明	備考
10063020	長粒種精白米。研磨してあるかないか、又はつや出ししてあるか否かを問わない	1 人あたりの購入制限あり（年間 20kg まで）。（10061089、10062020、10063020、10063080 の合
10063080	中短粒種精白米。研磨してあるかないか、又はつや出ししてあるか否かを問わない	

[26] 中国語：《关于公布跨境电子商务零售进口商品清单的公告》
[27] 原文については本報告書脚注 12 を参照。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

表 3-ポジティブリスト収載の農林水産物・食品（一部）

HS コード	品名・説明	備考
		計）。直送モデル利用不可、保税区モデルおよび保税区モデル A 利用可。
17041000	チューインガム。砂糖で覆ってあるか否かを問わない	/
17049000	その他ココアを含まない砂糖菓子	/
18062000	正味重量が 2 キログラムを超えるココアを含有する食品	/
19053100	スイートビスケット	/
20091900	その他のオレンジジュース	/
20097100	ブリックス値が 20 以下のりんごジュース	/
20099010	混合果物ジュース	/
20099090	混合野菜ジュース、果物と野菜の混合ジュース	/
21031000	醤油	/
21032000	トマトケチャップその他のトマトソース	/
21050000	アイスクリームその他の氷菓。ココアを含有するか否かを問わない。	/
22029100	ノンアルコールビール	「野生動植物種輸出入商品目録」[28]収載かつ同目録の種に該当しないことを証明する中華人民共和国絶滅危惧種輸出入管理弁公室が交付する証明書を提供できない商品を除く。
22029900	その他のノンアルコール飲料。ただし果物ジュースと野菜ジュースを含まない	
22030000	ビール	/
22083000	ウイスキー	/
22086000	ウオッカ	/
29146200	コエンザイム Q10	/

なお、ポジティブリストに関しては以下の点に注意する必要がある。

（1）ポジティブリスト収載の商品であっても、中国の関連法令などの制限により、越境 EC を通じて輸入することができない可能性もある（後掲の「2.1.2 輸出禁止品目」を確認する必要がある）。
（2）木材、花きなどは、通常、一般貿易方式となり、ポジティブリスト未収載のため、現時点で越境 EC 輸入は認められない。
（3）商品によっては、直送モデルの形式では輸入不可、保税区モデルまたは保税区モデル A の形式であれば輸入可というものもある。主に、「中華人民共和国携帯・郵送による入境が禁止される動植物およびその製品並びにその他の検疫対象物名録」[29]に収載されている動植物製品その他検疫対象物（具体的には、各種乳製品、卵、ハチミツ、ナッツ類、生鮮果実、乾燥果実、香辛料、コメ、植物、肉類、カ

[28] 中国語：《进出口野生动植物种商品目录》。本報告書作成日現在、現行版は 2022 年版（2022 年 9 月 15 日施行）。
https://www.forestry.gov.cn/main/4461/20220906/145823046492121.html
[29] 中国語：《中华人民共和国禁止携带、寄递进境的动植物及其产品和其他检疫物名录》。2021 年 10 月 20 日施行
http://haikou.customs.gov.cn/haikou_customs/jzkjjdyc/zcfg784/4691201/index.html

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

カオなど）がそれに該当する。なお、日本から輸入する場合、日中間の検疫条件が整っていないもの、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制対象のものは、保税区モデル又は保税区モデル A であっても許可されない。詳細については、後掲の「2.1.2 輸出禁止品目」を参照。

（4）備考欄に、要件（購入量など）が記載されている商品については、その要件に適合する必要がある。

（5）「品名・説明」欄の内容は簡略化されたものであり、詳細については最新版の「中華人民共和国輸出入税則」[30]に準拠する。

2.1.2 輸入禁止品目

1993 年公布の「中華人民共和国出入境禁止物品表」（以下、「**出入境禁止物品表**」という）[31]に記載される物品の越境 EC 輸入は認めらない。また、「郵送禁止物品管理規定」[32]の附属文書「郵送禁止物品指導目録」に記載される物品、「中華人民共和国携帯・郵送による入境が禁止される動植物およびその製品並びにその他の検疫対象物名録」に記載される輸入禁止物品についても、越境 EC 輸入は認められない。出入境禁止物品表などの詳細については後掲の「3.1.1 入境禁止物品」の内容の確認が必要である。

中国は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、10 都県（福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県、長野県、埼玉県、新潟県、東京都）で生産された食品・飼料について、新潟県産精米を除き、輸入を禁止している[33]。また、日本から輸出される品目について、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制がされている品目や二国間で一般貿易の検疫条件が定まっていない品目は、越境 EC 輸入は認められない。

さらに、ALPS 処理水放出に伴う輸入規制として、中国では、日本を原産地とする水産物（食用水産動物を含む）の輸入を 2023 年 8 月 24 日以降、全面的に停止している。なお、対象品目の詳細は未発表のため、水産物を原材料とする加工製品についても規制対象となるか否かについては不明瞭であり、よって貿易形式（輸入形態）の違いによる輸入の可否といった点についても明らかになっていない。最新情報を確認するとともに、詳しくは、輸入（予定）港を管轄する税関に直接確認する必要である。

2.2 関連規制

2.2.1 税制

18 号通知、49 号通知、194 号公告では、越境 EC 小売輸入商品の税制について次のように定めている。

194 号公告第 4 条（12）[34]：税関は、国の越境 EC 小売輸入税収政策に従って関税、輸入に関連する増値税、消費税[35]を徴収する。課税価格は、実際の取引価格（小売価格、輸送

---

[30] 中国語：《中华人民共和国进出口税则》。本報告書作成日現在、現行版は 2025 年版（2025 年 1 月 1 日施行）。
https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202412/t20241230_3950785.htm

[31] 中国語：《中华人民共和国禁止进出境物品表》。1993 年 3 月 1 日施行
https://www.gov.cn/zhengce/1993-02/26/content_5723395.htm

[32] 中国語：《禁止寄递物品管理规定》。2016 年 11 月 7 日施行
https://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5210523.htm

[33] 農林水産省「中国による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について」
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/china_shoumei.html

[34] 中国語原文：（十二）对跨境电子商务零售进口商品，海关按照国家关于跨境电子商务零售进口税收政策征收关税和进口环节增值税、消费税，完税价格为实际交易价格，包括商品零售价格、运费和保险费。

[35] 日本の消費税とは異なり、主に嗜好品や贅沢品に課される税金。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

費、保険料を含む）とする。

18 号通知第 2 条[36]：
越境 EC 小売輸入税収政策は、ポジティブリスト内の、以下の商品に適用する。
（1）税関とシステム上接続している EC プラットフォームを通じて取引を行い、取引の情報（受発注、決済、物流に関する電子データ）について税関が確認することができるすべての越境 EC 小売輸入商品
（2）税関とシステム上接続している EC プラットフォームを通じた取引ではないが、物流会社が取引の情報（受発注、決済、物流に関する電子データ）を一元的に税関に提供し、その輸入について法的責任を負うことを誓約する越境 EC 小売輸入商品

すなわち、中国国内の消費者が、税関の管理下（税関が取引情報を確認できる）にあるルートを通じて、ポジティブリスト収載商品を、越境 EC 企業から購入する場合、越境 EC 小売輸入税収政策の適用を受けることから、下記に紹介する関税、増値税、消費税などの優遇税率が適用され、かつ簡易的な申告手続で足りることになる。

2.2.1.1 税率、税金の計算式および取引限度額

税率については、消費者の取引金額が 1 回あたり 5,000 人民元を超えず、かつ年間取引金額[37]が 2.6 万人民元を超えない場合、関税率を 0%、増値税、消費税をそれぞれ法定額（一般貿易）の 70%とする優遇措置が受けられる。この場合の計算式は以下となる。

合計課税額=（増値税額+消費税額）×70%

例えば、年間取引金額が 2.6 万人民元を超えない前提において、保税区モデルで越境 EC プラットフォームを通して、増値税率が 13%、消費税率が 15%の A 商品（取引価格は 500 人民元）を購入した場合の税額は以下となる。

消費税額	=取引価格÷（1-消費税率）×消費税率 =500÷（1-15%）×15% 約 88.24 人民元
増値税額	=（取引価格+消費税額）×増値税率 =（500+88.24）×13% 約 76.47 人民元
課税額	=（消費税額+増値税額）×70% =（88.24+76.47）×70% 約 115.28 人民元

*なお、本報告書における税額の計算式はあくまでも参考用であり、輸入港の税関による計算式と異なる場合がある。異なる場合には、税関の計算式に準ずる（以下同じ）。

[36] 中国語原文：二、跨境电子商务零售进口税收政策适用于从其他国家或地区进口的、《跨境电子商务零售进口商品清单》范围内的以下商品：
（一）所有通过与海关联网的电子商务交易平台交易，能够实现交易、支付、物流电子信息“三单”比对的跨境电子商务零售进口商品；
（二）未通过与海关联网的电子商务交易平台交易，但快递、邮政企业能够统一提供交易、支付、物流等电子信息，并承诺承担相应法律责任进境的跨境电子商务零售进口商品。
不属于跨境电子商务零售进口的个人物品以及无法提供交易、支付、物流等电子信息的跨境电子商务零售进口商品，按现行规定执行。
[37] 消費者が 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に越境 EC 企業から購入した合計額を指す。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

なお、年間取引金額が 2.6 万人民元を超えなくても、消費者の 1 回の取引金額（かつ購入商品は 1 点のみ）が 5,000 人民元を超える場合は、その取引については、0%関税率や、増値税額、消費税額に関する優遇措置いずれも適用を受けることはできない。また、当該取引金額についても年間取引金額に加算される。この場合の計算式は以下となる。

合計課税額=関税額＋増値税額＋消費税額

例えば、直送モデルで越境 EC プラットフォームを通して、関税率が 10%、増値税率が 13%、消費税率が 0 の B 商品（取引金格は 1 万人民元）を購入した場合、課税額は、「1 万×10%＋（1 万+0）×13%+0」の 2,300 人民元となる。

年間取引金額が 2.6 万人民元を超えた場合には、通常の税率（一般貿易の税率）に従い、関税、増値税および消費税が課される。

なお、購入者が中国人である場合、越境 EC を通じた取引額は身分証明書番号に紐づく形で中国税関にて管理される。

購入者が中国の身分証明書を持たない外国人の場合、一般的には、越境 EC を通じた買い物はできない。複数の税関への電話照会の結果によると、中国の永住居留資格を保有する外国人の場合は、永住居留資格証明書の番号をプラットフォームに提供することで、EC プラットフォームで商品を購入することができ、取引額は永住居留資格証明書番号に紐づく形で中国税関にて管理される。

2.2.1.2 納税義務者および源泉徴取義務者

194 号公告および 486 号通知には、越境 EC 小売輸入商品の消費者が当該商品に対する納税義務者であり、越境 EC プラットフォーム、物流会社、通関会社が源泉徴収義務者となると定めている。

2.2.2 表示ラベル中文表記の要否

486 号通知第 4 条の規定（下記参照）によると、直送モデル、保税区モデルを利用した越境 EC 小売輸入商品については、中文表記の表示ラベルは必須ではなく、プラットフォーム上で必要な情報が公開されていればよいとされている。

「越境 EC 企業は（中略）消費者への注意喚起義務を履行しなければならず、越境 EC プラットフォームと協力して、商品の注文ページやその他目立つ場所に消費者にリスク告知を行い、消費者がそれを確認してはじめて発注できるようにしなければならない。告知内容には、少なくとも次の事項が含まれている必要がある。（中略）。(2) 当該商品は海外から直接購入されたものであり、中文表記の表示ラベルが貼付されていない可能性がある。消費者はウェブサイトから商品の中文表記の表示ラベル（電子版）を確認することができる。」[38]

上記規定については、越境 EC 企業だけでなく、その中国国内代理人、越境 EC プラットフォーマーいずれも厳守する必要がある。

[38] 中国語原文：（一）跨境电商企业（中略）履行对消费者的提醒告知义务，会同跨境电商平台在商品订购网页或其他醒目位置向消费者提供风险告知书，消费者确认同意后方可下单购买。告知书应至少包含以下内容：（中略）。（2）相关商品直接购自境外，可能无中文标签，消费者可通过网站查看商品中文电子标签。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

なお、保税区モデル A を利用した越境 EC 小売輸入商品について、中文表記の表示ラベルの要否について明文で定めた法令などはないが、実務では、486 号通知に基づき対応するのが一般的である。なお、税関により見解が異なる可能性があるため、輸入（予定）港を管轄する税関に直接確認する必要がある。

2.2.3 中国の食品規格基準（食品添加物、残留農薬、汚染物質など）適合の要否

中国の食品規格基準（食品添加物、残留農薬、汚染物質など）への適合の要否について、直送モデル、保税区モデルは共通しているが、保税区モデル A は若干異なる。

2.2.3.1 直送モデルと保税区モデル

486 号通知第 4 条では、越境 EC 企業は、越境 EC プラットフォーマーと協力して、商品の注文ページその他目立つ場所に、「当該商品は原産地の品質、安全、衛生、環境保護、表示などの規格基準又は技術規範要求に適合するが、中国の規格基準とは差異がある可能性があること、関連リスクは購入者自ら負うことになること」[39]について消費者に対しリスク告知を行う必要があると定めていることから、越境 EC 輸入商品は必ずしも中国の規格基準を満たさなければならないわけではないと読み取れる。

越境 EC 輸入商品が、中国の食品規格基準不適合を事由として行政処罰を受けた公開事例は、本報告書作成日現在、見当たらなかった。参考までに、中国税関総署および複数の地方税関に電話で問い合わせたところ、上記と同様の見解を示す税関がある一方、「食品中のタンパク質、水分などの含有量などは原産地の規格基準に適合していればよい。ただし、食品に含まれる汚染物質、微生物、残留農薬、動物用医薬品などの残留値は中国の規格基準を超えてはならない」との見解を示す税関もあったことから、輸入（予定）港を管轄する税関に直接確認する必要があると思われる。

2.2.3.2 保税区モデル A

保税区モデル A を通じて輸入される商品について、中国の食品規格基準（食品添加物、残留農薬、汚染物質など）への適合が求められるか否について、明確に定めた法令はない。

194 号公告第 3 条によると、保税区モデル A を通して輸入される商品は、「越境 EC 小売輸入商品リスト（2019 年版[40]）」の文末脚注の内容に従うとされており、それによると、乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品などの品目については、初回輸入に際して中国国内での登録または届出手続を行う必要がある。そのため、当該手続において、中国の食品規格基準に適合しているか否かを確認される可能性が高いと思われる。

念のため複数の税関に電話照会した結果、乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品については、中国の規格基準に適合する必要があるとのことであり、その他の食品については上記直送モデルおよび保税区モデルと同様に、税関により見解が異なっていた。

なお、越境 EC 輸入商品が、中国の食品規格基準不適合により行政処罰を受けた公開事例は、本報告書発行日現在、見当たらなかった。

上述したとおり、この問題に対する税関の見解は地域により異なる可能性があるため、

---

[39] 中国語原文：相关商品符合原产地有关质量、安全、卫生、环保、标识等标准或技术规范要求，但可能与我国标准存在差异。消费者自行承担相关风险。

[40] 194 号公告第 3 条では、「2018 年版」と記載されているが、2018 年版は既に廃止となっているので、2019 年版の文末脚注を確認すること。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

輸入（予定）港を管轄する税関に直接問い合わせすることが必要である

2.3 越境 EC 参与者に関する手続

2.3.1 越境 EC 参与者の資格に関する届出

194 号公告第 2 条によると、越境 EC 参与者は、所在地を管轄する税関で届出を行う必要がある。また、越境 EC 企業は、その中国国内代理人を通じて、当該中国国内代理人の所在地を管轄する税関に届出をする必要がある。

越境 EC 参与者は、中国国際貿易シングルウィンドウ標準版の「企業資格」サブシステム、または「インターネット+税関」統合オンラインサービスプラットフォームの「企業管理と監査」というサブシステムを通じて必要情報を入力し、税関に申請を提出する。

2.3.2 食品の製造・加工又は貯蔵・保管施設（企業）登録の要否

「中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理規定」[41]第 2 条、第 4 条によると、中国向けに輸出する食品の製造・加工または貯蔵・保管施設（企業）は、中国税関総署への事前登録が義務づけられている。しかし、同規定は、一般貿易方式を対象としており、越境 EC 方式に適用されるか否かについては明確に示されていない。

農林水産省「中国向け輸出農林水産物・食品の施設認定申請に関する Q&A」[42]によると、越境 EC が対象になるのかという問いに対して、「現行政策上は、越境 EC による輸入食品の海外製造企業は登録を要しないため、越境 EC による輸入食品への登録番号の表示は不要であるとの情報が中国当局よりありました。」と記述されている。

参考までに、複数の税関に電話で問い合わせたところ、担当者より、越境 EC 輸入の場合、越境 EC 企業による当該登録手続は不要であるとの回答が得られた。地域により見解が異なる可能性があるため、輸入（予定）港を管轄する税関に直接問い合わせすることが必要である。

なお、同規定については、中国税関総署より 2025 年 1 月 3 日に、改正意見募集稿が発表され、パブリックコメントの手続が行われた。それによると、郵送、速達、越境EC小売、旅行者が携行する食品、見本、贈答品、無償提供品、展示品、援助物資、免税運営の食品、在中国外国公館およびその職員が公用または自用のために輸入する食品に関しては、製造・加工または貯蔵・保管施設（企業）の登録を免除すると規定されている。とはいえ、現時点では意見募集稿の段階であることから、同規定の改正動向について注視することが望ましいと思われる。

2.3.3 乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品などの商品登録の要否

同手続の要否について、直送モデルと保税区モデルは共通しており、保税区モデル A は異なっている。

2.3.1.1 直送モデルと保税区モデル

194 号公告第 3 条によると、直送モデルおよび保税区モデルに基づいて輸入される商品は、個人使用のための輸入品としてみなされることから、商品の初回輸入に係る許可証、

[41] 中国語：《中华人民共和国进口食品境外生产企业注册管理规定（2021 年修订）》。2022 年 1 月 1 日施行 https://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5616161.htm
[42] https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/kigyoutouroku2-38.pdf

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

登録・届出を行う必要はない（伝染病の発生地域から輸出される商品や重大な品質安全リスクが発生した商品に対し、輸入禁止などのリスク緊急対応措置を講じられる場合を除く）。

2.3.1.2 保税区モデル A

保税区モデル A を通して輸入される商品は、「越境 EC 小売輸入商品リスト（2019 版）」の文末脚注[43]の内容に従う必要がある。それによると、乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品などを輸入する場合は、初回輸入に際し中国国内での登録または届出許可を申請する必要がある。

2.4 検査・通関について

194 号公告などの法令および調査・照会の結果によると、直送モデル、保税区モデル、保税区モデル A により輸入される商品に対する検疫検査・通関の主な流れは以下のとおりである。

2.4.1 検査・通関の流れ

2.4.1.1 直送モデル

（1）税関は、外国から有害生物などが侵入するおそれのある特定の商品（例：動植物製品）について検疫を実施する。中国の輸入港に到着した越境 EC 輸入商品は、要検疫品目は検疫所にて検疫を受け、検疫を行う必要がない品目は、越境 EC 監督管理作業場所に搬入される。
（2）越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者は、中華人民共和国税関越境電子商取引小売輸出入商品申告リスト[44]（以下、「**申告リスト**」という）を作成し、税関に提出する。
（3）税関は、申告リストの記載情報と、越境 EC プラットフォーマーまたは越境 EC 企業の中国国内代理人、決済機関、物流企業より提出された受発注、決済および物流の情報（電子データ）を照合する。
（4）照合の結果、問題があると発見した場合、税関は関連主体（越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者、越境 EC プラットフォーマー、決済機関、物流企業のうち、情報を補正する必要のある主体）に補正を要求する。問題がない場合は X 線検査や目視検査・開披検査の方法により輸入税関検査が行われる（一般的には、まずは X 線検査装置で検査を行い、不審な影があれば、開披され、中身の確認が行われる）。検査に合格すれば、通関完了となり、不合格の場合は越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者にその旨が通知される。

2.4.1.2 保税区モデルと保税区モデル A

＊ 下線部分は直送モデルと異なるポイントであることを示す。

（1）直送モデルと同様に、税関は、外国から有害生物などが侵入するおそれのある特定の商品（例：動植物製品）のみ検疫を実施する。中国の輸入港に到着した越境 EC 輸入商品は、要検疫品目は検疫所にて検疫を受け、検疫を行う必要がない品目は税関特殊監督管理区域または保税監督管理場所に搬入される。
（2）<u>越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者は、税関申告書（中国語：货物报关单）を税関に提出し、輸入通関の申告をする。税関は、審査合格後、税関特殊監督管理区域または保税監督管理場所への搬入を許可する。</u>

[43] https://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/201912/t20191227_3451448.htm
[44] 中国語：《中华人民共和国海关跨境电子商务零售进出口商品申报清单》

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

（3）直送モデルと同様に、越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者は、申告リストを税関に提出する。
（4）直送モデルと同様に、税関は、申告リストの記載情報と、越境 EC プラットフォーマーまたは越境 EC 企業の国内代理人、決済機関および物流企業により提出された受発注、決済および物流の情報（電子データ）を照合する。
（5）照合の結果、問題があると発見した場合、税関は関連主体（越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者、越境 EC プラットフォーマー、決済機関、物流企業のうち、情報を補正する必要のある主体）に補正を要求する。問題がない場合は輸入予定の商品に X 線検査や目視検査・開披検査の方法により輸入税関検査が行われる（一般的には、まずは X 線検査装置で検査を行い、不審な影があれば、開披され、中身の確認が行われる）。検査に合格すれば、通関完了となり、不合格の場合は越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者にその旨が通知される。

2.4.2 検査・通関に必要な書類

194 号公告などの法令および調査・照会の結果によると、越境 EC 輸入商品を税関に輸入通関申告する際に必要となる書類・情報は、下表に示すとおり、モデル（直送モデル、保税区モデル、保税区モデル A）により一部異なっている。なお、いずれも税関システムにて、オンライン提出ができる。

表 4-輸入通関申告時に提出が必要な書類・情報　　〇は要提出、✕は提出不要

書類・情報	提出者	直送モデル	保税区モデル	保税区モデル A
受発注情報	越境 EC プラットフォーマーまたは越境 EC 企業の中国国内代理人	〇	〇	〇
決済情報	決済機関	〇	〇	〇
物流情報	物流企業	〇	〇	〇
申告リスト	越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者	〇	〇	〇
税関申告書	越境 EC 企業の中国国内代理人、通関代理業者	✕	〇	〇
保税消込リスト（中国語：保税核注清单）	税関特殊監督管理区域内の企業または保税監督管理場所の運営企業	✕	〇	〇
乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品の中国国内での登録・届出証明書	越境 EC 企業の国内代理人、通関代理業者	✕	✕	〇
放射性物質検査合格証明書、産地証明書など（輸出国が日本の場合、一部の食品については提出を要する）[45]	越境 EC 企業の国内代理人、通関代理業者	〇	〇	〇

[45] 該当品目については以下を参照。
https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/china_shoumei-12.pdf

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

必要な書類・情報については、地域により異なる可能性があるため、輸入（予定）港を管轄する税関に直接問い合わせすることが必要。

3. 「海淘」モデルについて

本報告書表 1（中国消費者向け越境 EC 輸出入の分類）に示すとおり、「海淘」モデルは、中国国外で運営される EC プラットフォーム上で注文し、国際宅配便などにより、中国国外から中国国内の消費者の自宅まで直接配送される商品に適用される。この「海淘」という用語は、中国法令上、定義はなく、その輸送の形態・性質から、実務上、「税関法」に定める「出入境物品」（中国語：进出境物品）として管理されている。

税関法第 46 条では、個人が郵送により出入境させる物品は、自用で、合理的な数量に限るものとし、税関の監督管理を受け入れなければならないと定めている。中国の法令などにおいて、この出入境物品について、表示ラベル中文表記の要否、中国の食品規格基準（食品添加物、残留農薬、汚染物質など）適合の要否、越境 EC 参与者に関する手続を定めた規定がないことから、本項では、「海淘」モデルについて、入境禁止物品および入境制限物品、税制、通関に関する内容のみを紹介する。

3.1 入境禁止物品および入境制限物品

中国では、郵送により入境させることができる物品について、ネガティブリスト制度を実施していることから、以下、入境禁止物品および入境制限物品について解説する。入境制限物品については、所定の要件に適合していれば、「海淘」モデルにより中国入境が認められるが、入境禁止物品は「海淘」モデルにより入境させることはできない。

3.1.1 入境禁止物品

「出入境禁止物品表」では、入境禁止物品が定められている。以下の 7 種類に大別される。

（1）各種武器、模造武器、弾薬および爆発物
（2）偽造通貨および偽造有価証券
（3）中国の政治、経済、文化、道徳に有害な印刷物、フィルム、写真、レコード、映画、録音テープ、ビデオテープ、レーザーディスク、コンピュータ記憶媒体その他の物品[46]
（4）各種劇薬・毒物
（5）アヘン、モルヒネ、ヘロイン、大麻その他習慣性麻薬、向精神薬
（6）危険な病原菌、害虫その他有害生物を含む動植物およびその製品
（7）人や動物の健康を害する物品、疫病流行地域からの物品およびその他の伝染病を拡散させる可能性のある食品、医薬品その他物品

また、中国農業農村部と税関総署より、2021 年に公表された改正「中華人民共和国携帯・郵送による入境が禁止する動植物およびその製品並びにその他の検疫物目録」では、以下の動植物などを入境させることを禁止している。ただし、中国関係行政主管機関の許可を受け、かつ持ち出す・発送元の国または地域の公的機関が発行した検疫証明書を有する場合には、同目録の制限を受けない。

動物および動物製品類：

[46]税関総署公告 2013 年第 46 号では、ギャンブル用のチップを「その他の物品」に該当するとしている。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

（1）生きた動物（要件を満たす犬・猫を除く）。哺乳類、鳥類、魚類、甲殻類、両生類、爬虫類、昆虫類その他無脊椎動物、動物遺伝物質を含む
（2）（生または加熱済み）肉類（内臓を含む）およびその製品
（3）水生動物製品。乾燥、加熱調理、発酵処理された食用調味料類の水生動物製品を除く
（4）動物由来の乳および乳製品。生乳、低温殺菌乳、滅菌乳、調製乳、発酵乳、クリーム、バター、チーズ、練乳などの乳製品を含む
（5）卵およびその製品。生卵、ピータン、塩卵、液卵、卵殻、マヨネーズなどの卵由来製品を含む
（6）燕の巣（商業的に無菌処理された缶詰入り燕の巣を除く）
（7）油脂類、皮革、原毛類、ひづめ（爪）、骨、牙、角類およびその製品。加工処理され、血液、筋肉、脂肪などが付着していない卵殻類、ひづめ（爪）・骨・角類、貝殻類、甲殻類などの工芸品を除く
（8）動物由来の飼料、動物由来の漢方薬材、動物由来の肥料

植物および植物製品類：
（1）生鮮果物、野菜
（2）切り花
（3）葉タバコ
（4）種子、苗木およびその他の繁殖可能な植物、植物製品および材料

その他の検疫物類：
（1）菌株、毒株、寄生虫などの動植物病原体、害虫その他有害生物、動物用生物製剤、細胞、臓器組織、血液およびその製品などの生物材料その他高リスク生物因子
（2）動物の死骸、動物標本、動物由来の廃棄物
（3）土壌および有機培養基材
（4）遺伝子組換え生物材料
（5）国が入境を禁止するその他の動植物、動植物製品その他検疫物

さらに、「海淘」モデルは、EMS などの郵送ルートを利用するため、「郵送禁止物品管理規定」にも従う必要がある。同規定の第 3 条では、郵送禁止物品として主に以下のものを挙げている。

（1）国家の安全を脅かし、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊する各種物品
（2）郵送の安全を脅かす爆発性、引火性、腐食性、有毒性、感染性、放射性などの各種物品
（3）法令並びに国務院および国務院の関係機関が禁止するその他物品

なお、同規定の別紙「郵送禁止物品指導目録」に収載されている物品および上記郵送禁止物品に該当する物品は、「海淘」モデルを通じた入境が禁じられている。

また、税関特別監督管理モデルと同様に、10 都県（福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、宮城県、長野県、埼玉県、新潟県、東京都）で生産された食品・飼料についても入境を禁止している。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制がされている品目や二国間で一般貿易の検疫条件が定まっていない品目も入境を禁止している。水産物を原材料とする加工食品が入境禁止対象となるか否かについては不明瞭である。

3.1.2 入境制限物品

中国では、主に許可または数量の面から入境物品への制限が行われている。「中華人民

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

共和国制限出入境表」[47]などの関連法規（携帯による出入境、郵送による出入境の両方を定めているが、ここでは郵送による入境物品に関する制限のみを紹介する）に基づくと、以下の物品が入境を制限される。

表 5-入境制限物品

物品	制限
（1）無線通信送受信機、通信暗号機	仕様・規格上の制限あり（例えば、無線通信送受信機を入境させる場合、型式認証の証明書が必要[48]）
（2）たばこ、酒類	2,000 人民元相当の数量を超過する場合、返送手続を行うか、「物品」ではなく「貨物」として通関手続を行う必要がある（「3.2 税制」参照）
（3）絶滅危惧種および貴重な動植物（標本を含む）並びにその種子および繁殖材料	品種により、中国関係機関の許可、発送元の国又は地域の公的機関が発行した検疫証明書が必要（「3.1.1 入境禁止物品」における「中華人民共和国携帯・郵送による入境が禁止する動植物およびその製品並びにその他の検疫物目録」部分を参照）
（4）国家通貨	郵送による入境は禁止[49]
（5）税関が入境を制限するその他の物品[50]	/

3.2 税制

「入境物品関税・増値税・消費税徴収弁法」第 4 条は、入境物品の荷受人は、その物品に関する税金の納税者であると定めており、第 6 条では、以下の商品が、税関審査により確かに個人の合理的範囲内での使用に該当すると判断された場合には、簡易課税方法による関税・増値税・消費税の徴収を適用すると定めている。

- 手荷物
- 総額 2,000 人民元以内の郵送物、または総額 2,000 人民元を超える分割不能な郵送物

この要件を満たす場合、税関より、同弁法の別紙の税率表より算出された税金が徴収される。同弁法では、商品の品名別に、関税率・増値税率・消費税率をまとめて計算する総合税率を定めており、商品別に 13%、20%、50%の 3 段階[51]に分けられている。税金の計

[47] 中国語：《中华人民共和国限制进出境物品表》。1993 年 3 月 1 日施行
https://www.gov.cn/zhengce/1993-02/26/content_5723395.htm

[48] 「中華人民共和国無線電管理条例」第 47 条。中国語：《中华人民共和国无线电管理条例》。2016 年 12 月 1 日施行
https://www.gov.cn/zhengce/content/2016-11/25/content_5137687.htm

[49] 「中華人民共和国貨幣出入境管理弁法」第 5 条。中国語：《中华人民共和国国家货币出入境管理办法》。1993 年 3 月 1 日施行
https://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_27725.htm

[50] 税関総署公告 2013 年第 46 号では、微生物、生物由来製品、血液及びその製品、ヒト遺伝資源、規制対象の刃剣を、「その他の物品」に該当するとしている。

[51] 総合税率 13%適用商品：書籍・新聞、雑誌、教育用ビデオ資料、コンピュータ、ビデオ記録装置、デジタルカメラなどの情報技術製品、食品、飲料（アルコール飲料を除く）、金銀、家具、玩具、ゲーム用品、祝祭用品またはその他の娯楽用品、医薬品（医薬品については例外あり）
総合税率 20%適用商品：スポーツ用品（ゴルフボール・用具を除く）、釣具、繊維製品、自転車、総合税率 13%および 50%適用外のその他の商品

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

算式は取引価格×総合税率で、例を挙げると、「海淘」モデルを通じて 1,500 人民元のデジタルカメラ 1 点を購入した場合、1,500 人民元×13%＝195 人民元が税額となる。

なお、「出入境個人郵便物管理措置の調整に関する公告」（2024 年改正）によると、税額が 50 人民元以下の場合は免税となる。また、1 回あたりに入境させる商品の総額が 2,000 人民元を超過する場合、返送手続を行うか、「物品」ではなく「貨物」として通関手続を行う必要がある。ただし、郵便物（宅配物）の物品が 1 点のみであり、分割が不可能な場合には、税関より個人使用目的が認められた場合に限り、「物品」として通関手続することができる。

3.3 検査・通関について

「税関法」、国境衛生検疫法およびその実施細則、出入境動植物検疫法およびその実施条例によると、「海淘」モデルにおける検査・通関は以下の流れとなる。郵便物（宅配物）が入境税関の監督管理場所に到着した後、郵便局などの宅配事業者が郵便物（宅配物）の送り状の情報にて税関申告する。税関が申告情報を審査するうえ、郵便物を検査し、追加申告や納税が必要ではないと判断すれば、通関が完了し、宅配事業者が引き取り、荷受人への配送を行う。追加申告や納税が必要な場合、宅配事業者は荷受人にその旨を通知する。荷受人より、補正等の手続が完了後、宅配事業者が引き取り、配送する。追加申告や納税の手続は、オンラインまたは税関の窓口で行うことができる。

4. 税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルおよび一般貿易輸入モデルの比較

本報告書のまとめとして、税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルと一般貿易輸入モデルとの比較について、一覧表に整理した。なお、一般貿易方式による中国輸入規制などの詳細については、ジェトロ農林水産物・食品の輸出支援ポータル「日本からの輸出に関する制度」[52]を参照してほしい。

総合税率 50%適用商品：タバコ製品、アルコール飲料、貴金属・宝石、ゴルフボール・用具、高級時計、高級化粧品、電池

[52] https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/country/

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

表 6-税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルおよび一般貿易輸入の比較

項目	税関特別監督管理モデル			「海淘」モデル	一般貿易輸入
	直送モデル	保税区モデル	保税区モデル A		
適用取引	中国国内の個人が EC プラットフォーム上で取引し、「リスト管理」方式により通関手続が行われる EC 小売輸入商品（税関特殊監督管理区域または保税監督管理場所の「一線」を経由する EC 小売輸入商品を除く）	中国国内の個人が税関認定の EC プラットフォーム上で越境取引し、税関特殊監督管理区域又は保税監督管理場所を経由する EC 小売輸出入商品	中国国内の EC 企業が、税関特殊監督管理区域又は保税物流センター（B 型）の「一線」を経由して輸入する越境 EC 小売輸入商品	中国国外で運営される EC プラットフォーム上で注文し、国際宅配便などにより、中国国外から中国国内の消費者の自宅まで直接配送される商品	BtoB 取引で利用される貿易形態。中国国内で輸入経営権を有する企業により輸入が行われる取引[53]
適用地域	中国全土（大陸部）	越境 EC 輸入の試行が認められている税関特別監督管理区域、保税物流センター（B 型）のみ	越境 EC 輸入の試行が認められていない税関特別監督管理区域、保税物流センター（B 型）	中国全土（大陸部）	中国全土（大陸部）
輸入（「海淘」モデルの場合は入境）禁止品目	「出入境禁止物品表」「郵送禁止物品指導目録」「携帯・郵送による入境が禁止する動植物およびその製品並びにその他の検疫物目録」などに定める入境禁止物品など。				
	10 都県（福島県、栃木県など）で生産された食品・飼料（新潟県産精米を除く）。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制がされている品目や二国間で一般貿易の検疫条件が定まっていない品目。			10 都県（福島県、栃木県など）で生産された食品・飼料。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸入規制がされている品目や二国間で一般貿易の検疫条件が定まっていない品目。	「輸入禁止貨物目録」などの法令において輸入が禁止されている商品。 輸出入に係る許可証を取得していない商品。 10 都県（福島県、栃木県など）で生産された食品・飼料（新潟県産精米を除く）。東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う輸

[53] 中国の現行法令などでは、「一般貿易輸入」の定義について明文化されていないが、実務では一般的にこのように認識されている。

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

表 6-税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルおよび一般貿易輸入の比較

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">税関特別監督管理モデル</th><th rowspan="2">「海淘」モデル</th><th rowspan="2">一般貿易輸入</th></tr>
<tr><th>直送モデル</th><th>保税区モデル</th><th>保税区モデル A</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td></td><td>入規制がされている品目や二国間で一般貿易の検疫条件が定まっていない品目。</td></tr>
<tr><td>輸入（「海淘」モデルの場合は入境）可能品目</td><td colspan="3">ポジティブリスト収載の商品のみ</td><td>入境禁止、要件を満たさない入境制限物品以外の商品</td><td>輸入禁止、輸入制限品目以外の品目</td></tr>
<tr><td>税制</td><td colspan="3">（1）取引金額が 1 回あたり 5,000 人民元を超えず、かつ年間取引金額が 26,000 人民元を超えない場合は 0%関税率。増値税額、消費税額は一般貿易の 70%
（2）年間取引金額が 26,000 人民元を超えなくても、消費者の 1 回の取引金額（かつ購入商品は 1 点のみ）が 5,000 人民元を超える場合、0%関税率や、増値税額、消費税額に関する優遇措置いずれも適用を受けない</td><td>（1）手荷物、（2）総額 2,000 人民元以内の郵送物（宅配物）、又は総額 2,000 人民元を超える分割不能な郵送物（宅配物）は、簡易課税方法による諸税の徴収を適用。税額が 50 人民元以下の場合は免税となる</td><td>関税、増値税、消費税いずれも納付する必要あり。日本との間では RCEP 協定税率も適用</td></tr>
<tr><td>中文ラベル貼付の要否</td><td colspan="3">不要</td><td>手続を定めた規定がない</td><td>必要</td></tr>
<tr><td>中国の食品規格基準適合の要否</td><td>不要との見解もある一方、汚染物質、微生物などの残留値は中国の規格基準を超えてはならない、との見解もある</td><td colspan="2">乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品については、中国の規格基準に適合する必要がある。
その他の食品については、左記直送モデルおよび保税区モデルと同様</td><td>手続を定めた規定がない</td><td>必要</td></tr>
</table>

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

表 6-税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルおよび一般貿易輸入の比較

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">税関特別監督管理モデル</th><th rowspan="2">「海淘」モデル</th><th rowspan="2">一般貿易輸入</th></tr>
<tr><th>直送モデル</th><th>保税区モデル</th><th>保税区モデル A</th></tr>
<tr><td>越境 EC 参与者（一般貿易の場合は輸出・輸入事業者）に必要な手続</td><td>（1）資格に関する届出</td><td>（1）資格に関する届出</td><td>（1）資格に関する届出
（2）乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品などを輸入する場合は、初回輸入に際し中国国内での登録又は届出の手続が必要</td><td>/</td><td>（1）輸出事業者又は代行業者による届出
<u>輸出される商品によって以下の書類も必要</u>
（2）食品の製造・加工又は貯蔵・保管施設（企業）の登録
（3）輸入食品輸入事業者届出
（4）輸入品目によってその登録又は届出の手続。例えば、乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品等を輸入する場合は、初回輸入に際し中国国内での登録又は届出の手続が必要</td></tr>
<tr><td>税関検査手続き</td><td colspan="3">（1）外国から有害生物などが侵入するおそれのある特定の商品について検疫を行う
（2）決済機関、物流企業より提出された受発注、決済および物流の情報（電子データ）を照合
（3）X 線検査や目視検査・開披検査の方法により輸入税関検査が行われる</td><td>（1）郵便物（宅配物）が入境税関の監督管理場所に到着
（2）郵便局などの宅配事業者が税関申告する
（3）税関が申告情報を審査し、郵便物を検査する</td><td>（1）輸送用道具、保存場所の衛生状況の検査
（2）貨物の実際の状況と申告情報を照合
（3）病害虫、雑草・種子、土の付着・混入が無いかを確認
（4）内装・外装は関連する国家標準に適合しているか否かの確認</td></tr>
</table>

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

表 6-税関特別監督管理モデル、「海淘」モデルおよび一般貿易輸入の比較

項目	税関特別監督管理モデル			「海淘」モデル	一般貿易輸入
	直送モデル	保税区モデル	保税区モデル A		
					（5）食品の場合は、官能評価における性状の判断 （6）その他
通関手続に必要な書類	（1）受発注情報 （2）決済情報 （3）物流情報 （4）申告リスト （5）一部商品については放射性物質検査合格証明書、産地証明書など （6）税関が求めるその他の書類	（1）受発注情報 （2）決済情報 （3）物流情報 （4）申告リスト （5）税関申告書 （6）保税消込リスト （7）一部商品については放射性物質検査合格証明書、産地証明書など （8）税関が求めるその他の書類	（1）受発注情報 （2）決済情報 （3）物流情報 （4）申告リスト （5）税関申告書 （6）保税消込リスト （7）乳児用調合乳粉、健康食品、特別な医療目的の調合食品を輸出する場合は、中国国内での登録・届出証明書 （8）一部商品については放射性物質検査合格証明書、産地証明書など （9）税関が求めるその他の書類	送り状の控え	（1）輸入貨物通関申告書 （2）契約書 （3）インボイス （4）パッキングリスト （5）積荷目録（積荷明細書） （6）船荷証券（運送状） （7）代理通関申告授権委託協議書 <u>商品によっては以下の書類も必要</u> （8）放射性物質検査合格証明書、産地証明書、衛生証明書、成分分析報告書など （9）（包装済み食品を初めて輸入する場合）食品表示ラベルの見本刷およびその翻訳文 （10）生産日および賞味期限を示す資料 （11）税関が求めるその他の書類

Copyright (C) 2025 JETRO. All rights reserved.

中国向け農林水産物・食品の越境 EC に関する制度調査

2025 年 3 月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産食品部　市場開拓課
〒107-6006　東京都港区赤坂 1-12-32
Tel.　03-3582-5186

禁無断転載